

## 「歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例（案）」の意見募集結果について

「歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例（案）」に関する意見募集手続きは、令和5年8月1日から同月14日までの期間で行いました。その際、7名より計13件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

### 1 意見募集手続きの概要

#### （1）意見募集期間

令和5年8月1日から同月14日までの間

#### （2）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和5年8月1日号の「広報えどがわ」に掲載  
福祉部福祉推進課窓口に関連用の印刷物を設置

#### （3）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

#### （4）提出先

福祉部福祉推進課計画係

### 2 意見募集の結果

|   | 頂いたご意見  | 区の考え方  |
|---|---|--|
| 1 | 高齢者の定義を「おおむね60歳以上の区民」としているが、国連の定義や定年退職、年金の受給開始年齢をみても65歳以上とするのが一般的ではないか。 | 高齢者の年齢の定義には様々な解釈があると認識しています。本条例においては、本区の高齢者施策が60歳以上を対象としたものが多いことや区民の方々の感覚、これまでの区の事業との整合性に鑑み、おおむね60歳以上を高齢者の定義としました。 |
| 2 | 第3条第2項2号に「検診」の記載があるが、高齢者の健康状態を調べる「健診」も加えてはどうか。                          | ご意見ありがとうございます。<br>高齢者の健康保持増進という観点から重要なことと思いますので、追記します。   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 3 | <p>文章全体が高齢者やケアラーを中心に記載されており、それらの方の声を聴き施策に反映するとされている。これ自体は重要な視点である一方で、人口が減少する将来を見据えると、今後も変わらず高齢者が事業者からの支援が受けられるとは限らない。そうすると、生活基盤(インフラ)を整え、安定して高齢者の支援を継続していくためには、関係する地域の事業者の存在も重要なのではないか。</p> | <p>地域の高齢者を支えていく上で、事業者の存在は重要であると認識しています。本条例において、事業者は支援を必要とする高齢者を適切な支援機関につなぎ、区の高齢者施策に協力するよう努めるとしており、まさに区や区民と協働して高齢者の地域での生活を支えるパートナーと考えています。</p>                   |
| 4 | <p>すばらしいと思います。</p>  | <p>ご賛同いただきありがとうございます。</p>   |
| 5 | <p>前文の4段落目「・・・希望と生きがいに満ち、住み慣れた場所で・・・」は「・・・希望と生きがいに満ち、役割を持って、住み慣れた場所で・・・」としてはどうか。<br/>また、第3条第2項3号「希望を持って日常生活を送ることができる」を「希望を持って日常生活及び社会生活を送ることができる」としてはどうか。</p>                               | <p>1点目については、「希望と生きがい」に「役割を持って」という趣旨も含まれていると考えています。<br/>2点目については、認知症を発症した方の社会とのつながり・社会生活の継続といった視点を加える必要性に鑑み、追記します。</p>   |
| 6 | <p>「誰一人取り残されることなく」が3か所記載されているが、「取り残される」の言葉のイメージが心理的に強すぎるように感じる。</p>   | <p>本区は、様々な属性や立場・考えが異なる方々が互いを理解し、尊重しながら助け合い暮らしていくまち(共生社会)の実現を目指しています。年齢や性別、生まれ持った特性などで生きづらさを抱える方も取り残さず、ともに地域をつくる一員と捉えていることを明らかにするため、「誰一人取り残されることなく」と表現しています。</p> |
| 7 | <p>第2条の定義について、1号の高齢者に「区民等」を使用している一方、それよりも後の5号で「区民等」の定義を行っている。</p>   | <p>本条例の支援対象は高齢者であり、全区民ではないことから、定義の最上部には「区民等」ではなく「高齢者」を記載しています。</p>  |
| 8 | <p>第2条6号に規定する事業者個人は、どのように役割を果たすのか。</p>  | <p>個人事業主として事業を展開していく中で、支援を必要とする高齢者への見守り等や区の高齢者施策への協力などを賜りたいと考えています。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 9  | <p>子どものいない高齢者世帯が地域とのかかわりを保ち続けられるよう、以下の施策に取り組んでほしい。</p> <p>行政から、高齢者世帯が近隣と連携をとれるよう防災訓練を計画してほしい。</p> <p>区内の公立小中学校の同窓会を定期的で開催し、地域の同窓生をつなぐ支援をしてほしい。</p>                      | <p>本条例は、高齢者施策の基本的な考え方を規定するものであり、具体的な施策の実施についてはアクションプランや個別実施計画において規定する予定です。</p>                                       |
| 10 | <p>高齢者にとって、ごみ出しが負担となるため、資源ごみのかごの管理に対する支援や、集合住宅・戸建て住宅双方が便利になるようごみ置き場の工夫をしてほしい。</p>   | <p>本条例は、高齢者施策の基本的な考え方を規定するものであり、具体的な施策の実施についてはアクションプランや個別実施計画において規定する予定です。</p>                                       |
| 11 | <p>第7条の推進施策に、契約関係のみでは解決のできない問題（虐待には当たらないが身寄りがなく支援を拒否する方への措置など区による介入）への対応を検討してほしい。</p>   | <p>本条例は、高齢者施策の基本的な考え方を規定するものであり、具体的な施策の実施についてはアクションプランや個別実施計画において規定する予定です。</p>                                       |
| 12 | <p>区民が歳を重ねても、障害があっても安心して地域で暮らしていくためには、医療と介護、自宅と施設が一体となった支援が必要となる。どのような場面においても、適切な支援が区民の希望通り受けられるよう、ACP(アドバンスケアプランニング)の重要性にも触れてほしい。</p>                                  | <p>本条例は、高齢者施策の基本的な考え方を規定するものであり、具体的な施策の実施についてはアクションプランや個別実施計画において規定する予定です。</p>                                       |
| 13 | <p>基本理念に個人の尊厳を尊重する旨が掲げられているが、生活保護に関する事務において、保護を受給する60歳以上の区民に対し、条例の理念と相容れない事案が発生している。区内部で検証がされている現段階において、このような条例を制定することには違和感がある。明らかとなっている事実と条例の関係性・整合性を区民に示すべきではないか。</p> | <p>生活保護に関する事務において不適切な事案があり、現在区内部で事故が発生した原因や予防策を検討しているところです。しかし、高齢の区民に対して大切にすべき考え方を再認識するためにも、本条例の制定は必要なことと考えています。</p> |